

○佐賀県警察密航監視協力員運営要領の制定について（例規）

平成12年 7月12日

佐本備一第135号

改正 平成17年 4月佐本務発第307号

この度、不法出入国関連事犯の水際検挙を図るため、警戒体制の弱い港、海岸等を管轄する警察署に民間協力者を密航監視協力員（以下「協力員」という。）として委嘱し、配置する佐賀県警察密航監視協力員運営要領を別添のとおり制定したので、下記の運用要領及び留意事項に配慮し、その効果的な推進を図ること。

なお、関係所属以外の所属にあつては、参考とされたい。

記

1 要領制定の趣旨

近年、我が国では、近隣諸国との経済格差等を背景とする就労目的の集団密入国事件が多発している。それらの事件は、背後に国際的密航請負組織「蛇頭」や国内の暴力団等が介在し、組織的かつ計画的に敢行され、その上陸場所も比較的警戒体制の弱い港、海岸等が選定されている実情にある。また、これらの密入国者をはじめとする不法滞在外国人等の一部は、犯罪集団を組織して凶悪犯罪を敢行するなど、国民生活の平穏と安全を脅かし、治安の根幹を揺るがしかねない大きな社会問題となっているところである。

このような現状等から、警戒体制の弱い港、海岸等を管轄する警察署に沿岸監視、警察への通報等を行う協力員を配置して、水際における不法出入国者の発見・検挙、広報活動等の効果的な沿岸諸対策を図ろうとするものである。

2 運用要領

- (1) この要領に規定する協力員は、その活動が警察に対する協力援助を行うボランティアであることから、過度の協力依頼は行わず、自主的な活動を促すこと。
- (2) 協力員が活動する場合には、警察官による職務執行と疑われるような言動がないよう適切な助言及び指導を行うこと。
- (3) 通報事案については、警察本部警備部警備第一課及び関係警察署とが緊密な連携を図り、適切に処理すること。
- (4) 通報内容については、慎重な取扱いを行うとともに、協力員が警察に通報したことで社会的に不利益な立場に置かれたり、又は危害を受けたりすることがないように万全の措置を講じること。
- (5) 協力員の運用に当たっては、沿岸監視及び通報協力だけでなく、地域、職域等にお

ける広報媒介者としての活用に配慮し、適宜、協力員に関係資料の配布及び関係情報の提供を行うこと。

### 3 留意事項

#### (1) 協力員の活動等（第3条関係）

ア 協力員が、日常の生活、業務等を通じて自ら又は第三者を介して不法出入国事犯に関する不審な船舶、自動車、人物、漂流・漂着物等の情報を入手した場合は、当該情報に関する追跡調査等を行う必要はない旨指導し、速やかにその内容のみを警察官に通報させるものとする。

イ 不審な船舶、自動車及び人物の追跡や捜査活動と類似するまぎらわしい行為等は一切行わせないこと。

#### (2) 協力員の委嘱（第4条関係）

ア 協力員の委嘱に当たっては、なるべく「玄海沿岸警備防犯協力会」、「佐賀県警察密輸捜査モニター」等の会員との重複を避けること。

イ 協力員は、第4条第1項の規定により委嘱するものとするが、管内の不法出入国予想箇所、不法出入国者の通行予想箇所等の地理的条件、利用交通機関等を総合的に検討したうえで、沿岸地域を協力員で広く網羅できるよう配慮した委嘱を行うこと。

ウ 協力員の委嘱は、第4条第1項に規定するもののほか、身体的及び年齢的にも真に活動が期待できる者の選定に配慮すること。

エ 警察署長（以下「署長」という。）は、協力員の委嘱を行う場合においては、委嘱予定日の1月前までに、佐賀県警察密航監視協力員委嘱承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）により、警察本部警備部警備第一課長（以下「所管課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けること。

#### (3) 解嘱（第6条関係）

解嘱事由のうち、第6条第1項第4号に定める「その他委嘱を継続することが適当でない」と認められる事由とは、社会的に協力員としてふさわしくない行為があったと認められる場合、第4条第1項の委嘱対象者に該当しなくなったと認められる場合等をいう。

#### (4) 協力員名簿（第7条関係）

所管課長及び署長は、委嘱経過等を明らかにしておくため佐賀県警察密航監視協力員名簿（様式第4号）を作成し、承認申請書又はその写しを添付のうえ保存するものとする。

(5) 通報に基づく措置（第8条関係）

ア 警察官は、協力員から通報を受けたときは、直ちにその内容を佐賀県警察密航監視協力員通報票（様式第5号。以下「通報票」という。）により署長に報告するとともに、処理についての指揮を受け、適切な措置を講じること。

イ 署長は、協力員の通報内容及び処理状況については、その都度、所管課長を経由して本部長に報告するものとする。

ウ 通報票の保存期間は、3年とする。

別添

佐賀県警察密航監視協力員運営要領

（目的）

第1条 この要領は、佐賀県警察密航監視協力員（以下「協力員」という。）の委嘱、設置、運営等について必要な事項を定め、不法出入国関連事犯の水際検挙を推進することを目的とする。

（警察署長等の配意事項）

第2条 警察本部警備部警備第一課長（以下「所管課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、本要領の効果的な運用を図るため、協力員の住所地、勤務地等における沿岸監視、情報収集、通報等に関する協力体制の確立及び保持に努めるものとする。

2 所管課長及び署長は、本要領を運用する場合においては、海上保安庁等の関係機関及び玄海沿岸警備防犯協力会、佐賀県警察密輸捜査モニターその他の民間協力団体との緊密な連携に努めるものとする。

（協力員の活動及び留意事項）

第3条 協力員は、住所地、勤務地等における日常の生活、業務等を通じて、沿岸線及び海上の監視に努め、不法出入国事犯に関する不審な船舶、自動車、人物、漂流・漂着物等を発見した場合又は第三者を通じてこれらに関連する情報を入手した場合は、速やかに警察官に通報するものとする。

2 協力員は、警察官からの協力要請に基づき、住所地、勤務地等における日常の生活、業務等を通じ、それぞれの地域・職域において、不法出入国者の発見及び不法出入国関連事犯の未然防止のための広報活動等を行うものとする。

3 協力員は、前2項の活動を行う場合においては、次の各号に掲げる留意事項を順守するものとする。

(1) 警察官と常に緊密な連携を保つこと。

- (2) 危険を伴う行為は一切行わないこと。
- (3) 入手した情報等は通報のみに止め、地域住民から特別の権限を持っているかのような誤解及び非難を受けることがないようにすること。
- (4) 地域住民の信頼を得るように努めること。  
(協力員の委嘱等)

第4条 協力員の委嘱は、管内の港湾、漁港、海岸、駅、バス停等の周辺に居住又は勤務する者、漁業等に従事する者、船舶所有者、ホテル・旅館、コンビニエンスストア、レンタカー会社等に勤務する者及び深夜・早朝の通勤・稼働者等で次の各号に該当する者の承諾を得て行うものとする。

- (1) 素行善良な者で人格及び行動について社会的信望を有する者であること。
- (2) 活動に必要な熱意と行動力を有する者であること。
- (3) 地域の実情、海事事務、沿岸事情等に精通している者であること。
- (4) 警察の業務を理解し、真に協力が得られる者であること。

2 協力員は、管内の実態等を把握したうえで、不法出入国予想箇所、不法出入国者の通行予想箇所等の地理的条件、利用交通機関等を総合的に検討し、その状況、必要等に応じて委嘱するものとする。ただし、委嘱を行う警察署及び委嘱する協力員の定数は、別表に定めるとおりとする。

3 署長は、協力員を委嘱する場合においては、佐賀県警察密航監視協力員委嘱承認申請書（様式第1号）により、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

4 署長は、前項の承認を受けたときは、速やかに委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

（委嘱期間）

第5条 協力員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 署長は、協力員が欠けたときは、後任者を委嘱することができる。ただし、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

（解嘱）

第6条 署長は、協力員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに解嘱するものとする。

- (1) 死亡又は長期療養のため、活動ができないと認められるとき。
- (2) 本人から解嘱の申し出があったとき。

(3) 社会的信望を失墜するような行為があったとき。

(4) その他委嘱を継続することが適当でないと認められる事由が生じたとき。

2 署長は、協力員の解嘱を行ったときは、速やかに解嘱報告書（様式第3号）により、本部長に報告するものとする。

（協力員名簿）

第7条 署長は、協力員の委嘱経過等を明らかにするため、毎年、佐賀県警察密航監視協力員名簿（様式第4号）を作成し、保存しなければならない。その際、同名簿の写しを所管課長に送付するものとする。

（警察官の措置等）

第8条 協力員から通報を受けた警察官は、直ちに佐賀県警察密航監視協力員通報票（様式第5号）を作成し、署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項に係る通報内容及び処理状況について、必要と認められるものは所管課長を経由して本部長に報告しなければならない。

（協力員との連携）

第9条 所管課長及び署長は、本要領の効果的な運用を図るため、協力員と良好な関係を保持するとともに、適宜、関係情報の提供、資料の配布、研修等を行うものとする。

別表（第4条関係）

佐賀県警察密航監視協力員定数

署名	定数
唐津警察署	45人
伊万里警察署	15人
計	60人

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署長 印

佐賀県警察密航監視協力員委嘱承認申請書

新・再区分		委嘱年月日	年 月 日(第 号)		
住 所					
職 業 等			主たる活動地		
			管轄交番等		
所 有 船 舶	有 ・ 無		所有船舶名等		
ふりがな 氏 名			生年月日 (年齢)		
家 族 構 成	続柄	氏 名	生年月日	職 業	備 考
委 嘱 理 由					

様式第2号(第4条関係)

第 号

委 嘱 状

住 所

氏 名

様

佐 賀 県 警 察 密 航 監 視 協 力 員 に 委 嘱 し ま す

( 年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

警察署長 印

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署長 印

解 嘱 報 告 書

次のとおり佐賀県密航監視協力員を解嘱したので報告する。

委嘱年月日	年 月 日(第 号)	解嘱年月日	年 月 日
解 嘱 者	住 所 職 業 氏 名 生年月日		
解 嘱 事 由			
備 考			



様式第4号(第7条関係)

佐賀県警察密航監視協力員名簿

番号	住 所	職 業	再新	初回委嘱年月日	備 考
	氏 名 (年齢)	活 動 地	区 分	委 嘱 年 月 日	

様式第5号(第8条関係)

佐賀県警察密航監視協力員通報票

本部長	部長	参事官	課長	管理官	補佐	係長	主任・係
速報 発受日時	年 月 日			取扱者(受)			
	午後・午前 時 分			取扱者(発)			
本部の 措置等							
[ 警察署 ]							
署長	副署長(次長)	課長	係長	主任	係		
通報連絡 受理日時	年 月 日			取扱者	課・係 階級・氏名		
	午後・午前 時 分						
協力員 氏名等	[職業・氏名等]			連絡先(電話)			
通報 内容等							
処理状況							

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)